

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十一号

職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月奈良県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二項」の下に「第三項」を加える。

第四条中「第七条第一号」を「第八条第一号」に改める。

第十二条を第十三条とし、第七条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第七条 法第二十六条の六第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第四条第一号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他の人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号及び第十条第三号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。